

111207 版

環境報告ガイドライン (検討資料)

平成〇〇年〇月

環 境 省

目 次 (案)

はじめに	1
序章	
1. 環境報告の位置づけ	
2. 環境報告ガイドラインの改訂にあたって	

第一部 環境報告における基本

第1章 環境報告の考え方	4
1. 環境報告とは何か	4
2. 環境報告と環境配慮経営	7
3. ステークホルダーと環境報告	10
第2章 環境報告の基本指針	12
1. 環境報告の一般原則	13
2. 環境報告の重要な視点	18
3. 環境報告を実施する上での留意事項	22
第3章 環境報告の記載枠組み	27

第二部 環境報告における記載事項

第4章 環境報告の基本的事項	35
1. 報告にあたっての基本的要件	18
(1) 対象組織の範囲・対象期間	18
(2) 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異	18
(3) 報告方針	18
(4) 公表媒体の方針等	18
2. 経営責任者の緒言	18
3. 事業及び環境報告の概要 (エグゼクティブ・サマリー)	18
(1) 事業及び環境配慮経営等の概要	18
(2) K P I (主要業績評価指標) の時系列一覧	18
(3) 個別の環境課題に関する対応総括 (一覧表)	18
第5章 「全社的な環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標	18
1. 戦略、方針等	18
(1) 重要な環境課題の特定	18
(2) 環境配慮に関する戦略、方針等	18
2. 組織体制とガバナンスの状況	18
(1) 環境配慮経営に関する組織体制とガバナンス	18

(2) 環境に関する法規制等の遵守状況.....	18
(3) 環境報告に関する内部統制.....	18
3. ステークホルダーへの対応の状況.....	18
(1) ステークホルダーとのコミュニケーション.....	18
(2) 国・地方公共団体等との連携の状況.....	18
(3) 環境に関する社会貢献活動の状況.....	18
4. バリューチェーン管理の状況.....	18
(1) バリューチェーン管理の戦略、方針及び対応状況.....	18
(2) グリーン購入・調達状況.....	18
(3) 環境配慮型の新技術・D f E等への研究開発の状況.....	18
(4) 環境配慮型製品・サービスの状況.....	18
(5) 環境配慮型の輸送に関する状況.....	18
5. 投融資における環境配慮の状況.....	18
第6章 「個々の環境負荷及び環境配慮行動に関する状況」を表す情報・指標....	18
1. マテリアルバランス	18
2. 資源・エネルギーの投入状況.....	18
(1) 総エネルギー投入に関する低減対策.....	18
(2) 総物質投入に関する低減対策.....	18
(3) 水資源投入に関する低減対策.....	18
3. 循環的利用を行っている物質に関する対応策.....	18
4. 生産物・環境負荷の産出・排出状況.....	18
(1) 総製品生産量に関する対応策.....	18
(2) 温室効果ガスの排出に関する低減対策.....	18
(3) 総排水に関する低減対策	18
(4) 大気汚染、生活環境に係る負荷に関する低減対策.....	18
(5) 化学物質に関する対応策	18
(6) その他の有害物質の産出・保管・排出に関する対応策.....	18
(7) 廃棄物等総排出、廃棄物最終処分に関する低減対策.....	18
5. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況.....	18
第7章 「経済的側面に関する状況」を表す情報・指標.....	18
1. 「経済的側面の状況」の考え方	18
2. 環境配慮経営と経済的影響	18
3. 環境会計等	18
第8章 「社会的側面に関する状況」を表す情報・指標.....	18
1. 「社会的側面の状況」の考え方	18
2. 環境配慮経営と社会的影響	18
3. その他の情報・指標	18
第9章 その他の記載事項等	18

1. その他の記載事項	18
(1) 後発事象	18
(2) その他	18
2. 環境情報の品質確保	18
(1) 第三者審査	18
(2) 第三者意見等	18
3. 環境情報データ集に記載する事項.....	18
「環境報告書の記載事項等に関する告示」と本ガイドライン及び「環境報告書ガイドライン（2007年版）」との比較.....	18
【参考資料】	18
1. 【用語解説】	18
2. 【環境効率指標の事例】	18
3. 【指標の一般的な計算例】	18
4. 【環境配慮経営の評価チェックリスト】	18

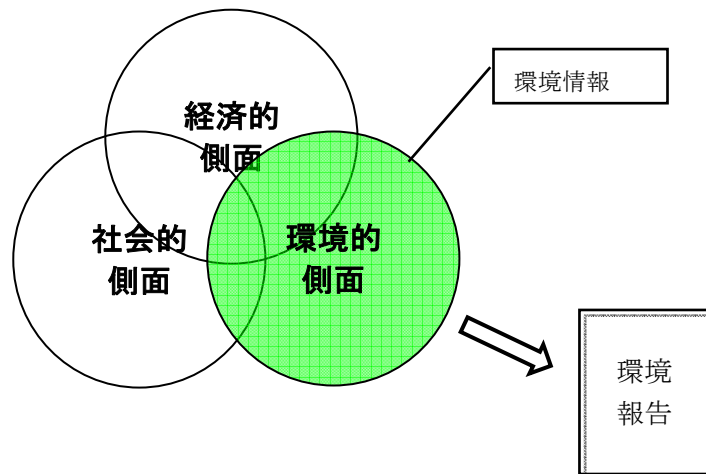
はじめに

- ・環境問題の深刻度・重要性の指摘
- ・環境報告に対する国の方針
- ・環境報告の意義に関する国内外の状況
- ・実務の状況
- ・今回の改訂に至った経緯

序章

1. 環境報告の位置づけ

【企業活動の全体イメージ図】



2. 環境報告ガイドラインの改訂にあたって

- ・改訂のポイント
- ・ガイドラインの概要
- ・その他の留意事項

第一部 環境報告における基本

第1章 環境報告の考え方

1. 環境報告とは何か

(1) 環境報告の定義と環境報告ガイドライン

環境報告とは、事業者が事業活動に関わる情報のうち環境の視点で抽出した環境情報を基に、自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況の全容に関して公に報告するものです。この環境報告を実施することにより事業者は、社会に対して自然資源を利用して事業を行う者としての説明責任を果たし、またステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、環境コミュニケーションを促進することができます。

環境報告は、その名称や環境以外の分野に関する情報の記載の有無、公表形式や公表媒体に関わらず、環境情報により環境負荷及び環境配慮等の取組状況の全容を報告するためのすべての報告が含まれます。

なお、環境報告を実施するための環境報告書を作成するにあたっては、このガイドラインに記載した一般原則等に則り、総合的かつ体系的に記述する必要があります。

解説：環境報告書の名称

現在、環境報告は「環境報告書」以外にも、社会や経済分野まで記載した「サステナビリティ（持続可能性）報告書」や「社会・環境報告書」、企業の社会的責任（CSR）に基づく取組の成果を公表する「CSR報告書」等、その内容や作成趣旨によりさまざまな公表形式において実施されています。そのため、名称の如何を問わず環境報告が実施されている報告書であれば、本ガイドラインで言うところの「環境報告書」とみなします。

解説：環境報告の公表媒体

環境報告の公表媒体には、冊子・印刷物、ウェブ(PDF、HTML、電子ブック等)等さまざまなものがあります。形式は何であれ、その内容が本ガイドラインの定義に合致し、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものであれば、環境報告となります。

解説：環境報告の公表・報告

基本的には事業者の事業年度または営業年度に合わせ、少なくとも毎年（度）一回、作成・公表することが望まれます。例えば、環境報告書は会計年度終了時や株主総会等、ステークホルダーへの情報提供にふさわしい時期に作成・公表することが考えられます。インターネットを活用する場合等、公表媒体によっては、その開示内容に応じて公表頻度を多くすることも有効です。

(2) 環境報告の基本的機能

環境報告には、事業者と社会とのコミュニケーションツールとしての外部（社会的）機能と、事業者自身の事業活動における環境配慮等の取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があります。これらにより、事業者の自主的な事業活動における環境配慮等の取組が推進されます。

外部機能には、次の三つの機能があります。

- ①事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能
- ②ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するための機能
- ③事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動等の推進機能

内部機能には、次の二つがあります。

- ④自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能
- ⑤経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

環境報告書で環境報告を行う際には、これらの機能を適切に果たすよう留意することが必要です。

解説：事業者と社会とのコミュニケーションツールとしての外部機能

環境報告は、「事業者が、社会に対して開いた窓であり、コミュニケーションの重要なツールである」と言えます。ステークホルダーはその窓を通して、その事業者が環境問題等についてどのように考え、どう対応しようとしているのかを知ることができます。また、事業者はその窓を通して、ステークホルダーが事業者に何を求め、どう感じているのかを知ることができます。

幅広いステークホルダーの間で環境コミュニケーションが進むことにより、社会全体の環境意識が向上するとともに、各主体の取組の状況と課題についての認識が深まれば、それぞれの役割に応じたパートナーシップの下で社会全体での取組のレベルアップに役立つことが期待されます。

解説：①事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能

社会経済活動の主要な部分を占める事業者は、その事業活動を通じて自然資源を利用するとともに大きな環境負荷を発生させています。そのため公共財ないし全生命共有の財産である「環境」について、さらには深刻化する環境問題に対して、どのような環境負荷を発生させ、これをどのように低減しようとしているのか、どのような環境配慮の取組を行っているのか等を、公表・説明する責任があり、その手段として環境報告書で環境報告を行うことは最も重要な地位を占めるものです。

解説：②ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供する機能

取引先や消費者、公共機関等による製品やサービスの選択、投資家や金融機関による投融資先の選択等に当たっては、各種の製品情報や経営情報の開示が必要不可欠であり、その際に環境面やリスク管理等に関する情報が重要な判断材料になると考えられま

す。事業者はそのようなステークホルダーの意思決定の判断材料となる有用な情報を提供することが求められています。

解説：③事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動等の推進のための機能

事業者が社会に対して事業活動における環境配慮等の取組に関する方針や目標を誓約し公表することにより、社会がその状況进行评估するいわゆるプレッジ・アンド・レビューの効果が働き、取組がより着実に進められることが期待されます。

また、環境報告の実施にあたって、外部の目や同業他社との比較を意識し、より前向きに取組を行っていくことは、環境保全に向けて社会全体の取組が進展することにつながると考えられます。

解説：④自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能

環境負荷の実態や事業活動における環境配慮の取組状況を外部に報告することにより、事業者自身が報告の内容を充実させるため、事業活動における環境配慮の取組の内容やレベルを自主的に高める効果があるとともに、社内的に環境情報の収集システムが整備され、事業者自身の環境配慮の取組に関する方針、目標、行動計画等を見直し、新たに策定する契機になります。

解説：⑤経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

自らの取組内容を従業員に理解してもらい、その環境意識を高めるために、環境報告書は従業員の教育・研修のツールとしても活用でき、さらには自らの事業活動における環境配慮等の取組状況を知るとともに、それらの取組を行うことにより従業員自身が、自社に誇りを持つことにつながります。

また、環境報告書に経営者による誓約等を記載することにより、経営者自身の意識付けも期待できます。

2. 環境報告と環境配慮経営

(1) 環境報告と環境配慮経営 (Environment Oriented Management : EOM)

環境報告において「自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況の全容」を記述することにより、「環境配慮経営の全容」を利用者に伝えることが可能となります。

このガイドラインにおいて、環境配慮経営とは、事業活動に伴って直接的または間接的に発生する環境的影響や関連する社会的・経済的影響を削減・管理するために、事業者がバリューチェーン全体を視野に入れて行う環境配慮等の取組を総称したものです。

解説：「環境配慮経営」という用語を使用する意義

そもそも経営を安定的に継続していくためには、経営の目的が社会のニーズに沿ったものであり、かつ経営責任者の考えや行動が社会に反するものでなく、社会の健全な発展に貢献していくものである必要があります。

環境配慮等の取組は、経営が持続可能であるために必要不可欠な活動であり、経営の社会的な存在意義や責任に包含される一つの要素となるべきものです。そのため、本来、環境を経営から切り離すことは意味をなすべきものではありません。ただし、本ガイドラインが環境報告を対象としていることや、事業者による環境配慮等の取組を更に普及促進することが環境政策の一つの目的であることから、敢えて強調して「環境配慮経営」という用語を使用しています。

解説：環境配慮経営と環境的影響

環境配慮経営を行うには、事業活動において利用している自然資源や自然資源の利用に関連して発する環境的影響を適切に把握することが必要となります。

自然資源の利用に関連して発生する環境的影響には、自らが起因となって発生した環境負荷による外部への影響、及び外部の他者による環境負荷を起因とした自らへの影響が含まれます。また、事業活動に伴う環境的影響は直接的なものと、例えば、使用段階における環境負荷など他者等を介して発生する間接的なものがあります。さらに、配慮される影響は環境的側面のみならず、関連する社会的側面や経済的側面も含めて行われることが望まれます。

そのため、環境配慮経営の実践においては、自社の事業活動に原料の調達から廃棄に至るバリューチェーン全体を視野に入れて、環境的影響及び関連する社会的・経済的影響の削減及び管理をしていくことが求められていきます。

(2) 環境配慮経営の方向性

環境配慮経営は、環境問題が世界的に深刻化するにつれ、事業活動のリスクと収益獲得の機会に密接不可分に関わることから、事業活動に一体的に組み込まれて戦略的に展開される傾向が強くなっています。各事業者が環境配慮経営を実践して行く上で、今後の重点事項としては、以下の5つが挙げられます。

- ① 経営者の強力なリーダーシップ
- ② 環境と経営の戦略的統合
- ③ ステークホルダーへの誠実な対応
- ④ バリューチェーン管理とトレードオフ回避
- ⑤ 資源生産性の抜本的向上

なお、事業者が従業員や取引先の協力を得ながら、これらの重要事項を継続的かつ確実に実践していくためには、そのための組織体制とガバナンスの構築が必要です。

※①～⑤の各項目の説明は、次ページに記載しています。

解説：環境配慮経営の重点事項

事業者が配慮すべき環境課題は、今後、社会的な課題との関連が強まるなど複雑化かつ多様化することが予想されます。また、事業者に課せられる責任範囲も、自社の活動範囲のみならず、より広範囲に渡って行くこと可能性もあります。

この環境課題に的確に対応するためには、より中長期の**時間軸**で予防的に対応し、またより**広範囲**なバリューチェーンを視野に入れ、さらに**戦略的**に経営資源を配分し、環境配慮経営を効率的に実践する必要があります。また、関連して発生するリスクや機会に的確に対処できれば、自らの持続可能性を高めることにつながります。

なお、上記の5つの重点事項うち①～④及び組織体制とガバナンスは、環境的側面に限定されたものではなく、社会的側面及び経済的側面の課題に対しても同様に重要な事項として位置付けられます。そのため、経営全般の重要事項とも考えられます。また、⑤は環境保全と経済成長の両立を図る上で、ますます取組が重要になってくる課題であると考えられます。

参考：環境配慮経営の発展ステップ

環境配慮経営を進める上での参考として発展の移行ステップを**時間軸・範囲・戦略性**でモデル化すれば、以下のようになります。事業者が環境配慮経営を展開するに当たっては、より上位のレベルとなるように努めていくことが望まれます。

レベル	I	II	III
類型	外部の要請等、事業上の必須事項を実施	短期かつ限定された範囲で重点的に実施	中長期かつ広い範囲で戦略的に実施
内容例	水・大気、化学物質など法令遵守や取引先要請等により、自社の狭い範囲で環境配慮行動を実施	省エネ・省資源・廃棄物削減など短期的の効果を得やすい環境配慮行動を事業活動内に限定して実施	中長期かつバリューチェーン全体にて重要な課題を特定し、経営戦略に組み込み、かつ取引先とも協力して実施

解説：環境配慮経営の重要な事項

① 経営者の強力なリーダーシップ

企業が解決困難な様々な社会変化と対峙し、同時に自らの持続可能な成長を遂げるためには、経営者の強力なリーダーシップが一層不可欠となります。環境配慮経営には期間の異なる組織的課題が多く含まれ、中長期に渡る全社的かつ抜本的な取組を必要とします。そのため、経営者には将来に渡る社会変化への対応と自社の社会的責任への認識を反映した明確な経営ビジョンを全社で共有し、強力なリーダーシップによって環境配慮経営に取り組むことが求められます。

② 環境と経営の戦略的統合

持続可能な社会への移行が進めば、持続可能な消費と生産が市場の基調となります。企業がそうした事業環境で持続的に成長しようとするれば、事業活動そのものを環境志向へ変容させる必要があり、事業活動から直接的に発生する環境負荷を低減するとともに環境配慮型製品・サービスを市場に供給する体制を作らなければなりませんそのためには、事業戦略に環境配慮を組み込んで、経営活動と環境配慮行動を戦略的に統合した環境配慮経営を遂行していくことが必要になります。

③ ステークホルダーへの誠実な対応

事業が安定的に営まれるためには、事業者を取り巻くステークホルダーへの期待に的確に応える必要がありますが、今後は事業者を取り巻く経営環境の変化がより複雑化し、事業に影響する課題が特定しづらい状況が想定されます。そのため、事業者は特定のステークホルダーの意見や要請に偏重し過ぎることなく、様々なステークホルダーからの要請を真摯に受け止め、重要な課題であるかを的確に判断し、誠実に対応していくことで、その要請を経営に生かしていくことが必要です。

④ バリューチェーン管理とトレードオフ回避

社会からの監視の強化、拡大生産者責任の増大、化学物質などの規制強化などに伴い、原材料の採掘から製品の廃棄に至るまでライフサイクルのすべての段階で、資源消費と環境負荷の全容を把握し、それらを一元的に削減管理することが重要となります。また、特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させないことも配慮が必要です。このような課題に的確に対応し、リスク回避と収益獲得を実現していくためには、バリューチェーン全体を視野に入れ、かつ総合的に全体最適となるような方法で環境配慮経営を実践することが不可欠です。

⑤ 資源生産性の抜本的向上

世界的な人口増加や経済成長に伴って増大する環境制約・資源制約は、企業の持続可能性にとって深刻なリスク要因になり、また成長要因にもなり得ます。また、社会全体としても、経済成長とそれに付帯して増大する生産と消費を分離することが、持続可能な社会に向けて大きな課題になっています。そのため、企業は事業活動において、より少ない自然資源の利用と消費で多くの付加価値を生み出す、いわゆる資源生産性の向上に抜本的に取り組む、持続可能な成長を目指していく必要があります。

3. ステークホルダーと環境報告

ステークホルダーとは、事業者やその活動に影響を与えたり、またはそれらに影響を受ける個人又はグループであり、事業者にとって利害関係を有する個人又はグループをいいます。これらの利害関係者としては、消費者、投資家、取引先、従業員、地域社会、行政機関、社会全体等が考えられます。

事業者は説明責任を果たすため、環境報告により環境情報をステークホルダーに提供します。また、ステークホルダーは環境報告を利用することにより、さまざまな意思決定や判断に必要な情報を入手することができます。

解説：ステークホルダーと環境報告の利用者

環境報告により、事業者は多くのステークホルダーに対して、事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮等の取組状況を説明することが可能となり、事業者とステークホルダーの相互理解の進展に寄与することが期待されます。

しかし、個々のステークホルダーが必要とする情報内容や開示水準、さらに冊子やウェブといった公表媒体に対する要望は極めて多様であり、すべてのステークホルダーの満足を得ることは困難です。例えば、投資家であれば経営全体に関連する事項に関心があり、地域住民であれば近隣の工場等に関連する事項に関心があります。また、全事業所を集約した情報だけではなく、地区や事業別の詳細情報も、適切な理解のためには必要となる場合があります。

このように表示の仕方や開示する媒体等には複数の選択肢があります。事業者が説明責任を適切に果たしていくためには、環境報告の利用者であるステークホルダーの要請を勘案して、利用者のニーズに合った最適な形で情報提供していくことが期待されます。

解説：ステークホルダーの種類と事業者との関係

事業者を取り巻くステークホルダーには、例えば以下のような個人やグループがあり、それぞれが事業者と関わりを持っています。また、例示したステークホルダー以外にも、生態系を含む社会全体との関わりもあります。

取引先・メディア

取引先は、バリューチェーン管理の必要性から、グリーン調達などを通じて事業者の環境配慮等を評価するとともに、環境に配慮した製品・サービス等を購入する主体となります。また、メディアは、事業者の環境配慮等の取組自体や第三者による環境配慮経営の評価を、世間に広める役割を果たしています。

消費者・消費者団体

消費者は、環境に配慮した製品・サービス等を購入する主体となります。とくに、製品情報に関心を持ちます。また、消費者団体は、製品・サービス等や事業者の環境配慮等に関する情報を消費者に提供することにより、消費行動における注意喚起や環境に良い製品・サービス等を斡旋したりしています。

株主・金融機関・投資家

株主、金融機関、投資家は、事業者にとって資金提供者となり、何らかの形で経営員関与する主体となります。近年、企業を環境・社会など複合的に評価し、投融資を行おうとする動きが広がりつつあり、「環境」が財務に及ぼす影響について関心を強く持ちます。

従業員・その家族

従業員は、環境配慮経営を組織的に進めていく主体となり、その家族も環境配慮行動の理解者かつ推進者となります。従業員は、経営者の考えや環境配慮の取組などに関心があります。また、従業員の環境意識の向上は、継続的な環境配慮等の取組につながります。

環境NGO/NPO・市民団体

環境NGOなどの団体は、環境・社会問題に関するオピニオンリーダーとして、あるいは世間に分かりやすく伝えるインタープリター（通訳者）として、社会的な役割を果たします。これらの団体等は、事業者の環境配慮経営の監視役でもあり、また事業者と協働で環境問題の解決に当たる協力者でもあります。

地域住民・地域社会

地域住民は、工場等からの汚染の有無、公害防止対策、そして災害事故時の地域への影響等について、生活環境の保全の観点から関心を持っています。事業者は、これらの情報を分かりやすく提供することにより、地域社会から信頼され、かつ地域の一員として円滑なコミュニケーションを図ることができます。

学識経験者・学生

学識経験者は、幅広い知見から事業者に意見や助言を行います。また、各種検討会等に参画などし、客観的な立場から事業者の環境配慮等の取組を評価する役割も担います。学生等は、潜在的な従業員や顧客となり得ます。とくに学生等は、自らが就職を希望する事業者の環境配慮等の取組に関心を持ちます。

政府／政治家・行政機関

政府・政治家は、国・地域として環境課題に対する行政の方向性や対策等を決定します。また、国または地方公共団体などの行政機関は、事業者への環境配慮等の取組促進策を施行すると共に、規制等の設定主体となります。いずれも、事業者の事業活動に大きく影響を及ぼし得る主体となります。

【図：ステークホルダーとの関係イメージ】

第2章 環境報告の基本指針

環境報告の開示内容は、事業者の組織形態、業種、規模、事業内容によって、それぞれ異なるのが一般的です。そのため、環境報告の公表媒体、様式、記載事項は、事業者が自らの判断で決定しなければなりません。その判断の規準となるのが環境報告の基本指針です。この基本指針は、一般原則、重要な視点、留意事項から構成されています。

一般原則は、「利用者にとって有用な環境報告が必ず備えるべき情報の特性」を示しており、これらの原則に従って作成することが環境報告の基礎的な前提条件となります。

重要な視点は、「環境配慮経営の実態を開示する上で欠かせない情報要素」を示しており、事業者が環境報告の記載事項を決定する際に考慮すべき重要な参照ポイントを提示しています。

また、環境報告を実施する上での留意事項は、「環境報告に際してとくに注意を払うべき手順とそのあり方」を示しています。

図 環境報告の基本指針



1. 環境報告の一般原則

環境報告の一般原則は、目的適合性、表現の忠実性、比較可能性、理解容易性、検証可能性、適時性から構成されています。環境報告が有用な情報を提供するために基本的な原則は「目的適合性」と「表現の忠実性」であり、その他の原則は情報の有用性をさらに高めるために必要な補完的な原則となります。

(1) 目的適合性

環境報告は、事業者が利用者の意思決定に影響を与える可能性があると判断した情報を、提供しなければなりません。とくに、具体的な記載事項の決定にあたっては、重要な情報をすべて網羅する必要があります。

1. 利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報

環境報告の利用者は、それぞれの目的を達成するために、環境報告が提供する情報にもとづいて何らかの意思決定を行います。この場合、一般的に、利用者が知っているか否かで意思決定に違いが出ると考えられる情報は、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」になります。

たとえば、環境パフォーマンス指標は、利用者が環境配慮経営を評価する際に不可欠な情報なので、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」であると考えられます。

2. 重要性の判断による記載事項の決定（○頁解説を参照）

環境報告の記載事項は、事業活動に伴って発生する環境的影響や関連する社会的・経済的影響および環境配慮等の取組状況に関して、重要な情報をすべて網羅する必要があります。

重要な情報とは「利用者の意思決定に実際に影響を与える情報」です。特定の情報が開示されなかったり、または元の「事象」の規模が適切に表示されていないことで「利用者の意思決定に実際に影響を与える」ならば、その情報は重要な情報に該当します。

しかし、どの情報が具体的に重要な情報に該当するかは、各事業者がそれぞれの環境報告において伝えようとする個々の情報ごとに異なっており、あらかじめ一律に定めることができません。

そのため、特定の情報が重要な情報に該当するか否かは、情報が表現している元の「事象」の内容や規模を勘案して、事業者が個別に判断しなければなりません。

事業者は、環境報告の記載事項を決定する際に、自らが重要であると判断した事項と、ステークホルダーにとって重要であると考えられる事項の双方を勘案しながら、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」の範囲を総合的に判断します。

ステークホルダーにとって何が重要な情報かは、事業者がステークホルダーへの対応を通じて、自らの責任で判断します。この場合、ステークホルダーという対象は、ステークホルダー個人というよりも、株主、従業員、消費者、取引先、地域社会、社会全体等のステークホルダー・グループであり、事業者は、それぞれにとって重要と考えられる情報の範囲を、ステークホルダー全体のバランスに配慮しながら決定しま

す。

3. 記載事項の決定プロセスの開示

環境報告では、記載事項をどのような方法や方針で決定したかについて、報告方針等で説明する必要があります。

4. 本ガイドラインで示した記載事項との関係

本ガイドラインの第二部で示した○項目の記載事項は、環境報告の代表的な情報・指標を、事業者が記載事項を決定する際の参考として列挙したものです。

しかし、これらのうち、各項目における「記載が必要な情報・指標」は、事業者が説明責任を果たす上で、一般的に「重要な情報」に該当すると考えられる事項です。そのため、もし、その中に事業者が自らの重要性判断にもとづいて記載しない事項がある場合には、その旨を開示することが求められます。

また、これら以外にも事業活動やステークホルダーとの関係から「重要な情報」が存在する場合は、その事項を開示することが必要です。

(2) 表現の忠実性

環境報告は、事業活動に伴って発生する環境的影響や関連する社会的・経済的影響および環境配慮等の取組状況を、忠実に表現しなければなりません。そのためには、忠実な表現に不可欠な情報が網羅されていること（完全性）、それらの情報に偏りが無いこと（中立性）、情報の作成方法が適切に選択され、その適用に誤りが無いこと（準拠性）が必要です。

1. 「表現の忠実性」の考え方

環境報告は、報告対象となる「事象」を文章、指標、図・表・グラフ等の情報に加工して利用者に伝える手段であり、利用者はこれらの情報から元の「事象」を正しく理解できるようにしなければなりません。

そのため、環境報告の開示情報には元の「事象」を正しく伝えられる特性が必要です。この特性のことを「表現の忠実性」といいます。

開示情報に「表現の忠実性」が備わっているためには、その情報に完全性、中立性、準拠性の3つの特性が必要です。

2. 完全性

完全性とは、環境報告が「表現の忠実性」に不可欠な情報を網羅することであり、完全性のある環境報告を作成するためには、利用者に環境報告の対象事象について正しく理解させるのに必要な情報をすべて開示しなければなりません。

たとえば、国際展開する環境配慮経営の実態を伝えるためには、全社的な状況を集合的に報告するだけでなく、地域別のセグメント情報が必要になる場合もあります。

また、環境パフォーマンス指標等の算定において、複数の算定方法や係数の適用が可能な状況では、算定した指標だけを開示すると、利用者はその指標から元の「事象」を特定することができないので、採用した算定方法や係数についても説明することが

必要です。

さらに、個々の指標の集計範囲が環境報告全体の対象範囲と異なる場合は、その指標の集計範囲や捕捉率(注記・・・「捕捉率」の説明箇所)についても開示が求められます。

3. 中立性

中立性のある情報とは、偏りのない情報です。記載事項の決定において重要と判断された情報は、良い情報も悪い情報も、意図的に選別することなく、同じ様に開示しなければ、偏りのない情報にはなりません。

また、情報を強調したり、歪めたり、意図的に改変することで、利用者の印象を変えないようにしなければなりません。

4. 準拠性

準拠性とは、計算のように原データの加工プロセスがある場合、そのプロセスで採用する作成方法(算定方法)を適切に選択し、それを定められた手順通りに適用して、情報の作成プロセスに誤りがないようにすることを求める要請です。

表現の忠実性は、必ずしもすべての情報が正確であることを意味するわけではありません。なぜなら、環境パフォーマンス指標等の中には一定の算定方法を適用して推計しなければならないものがあり、その場合、算定結果が環境パフォーマンス等を正確に表現しているか否かは判断が困難だからです。

しかし、適切な算定方法が選択され、定められた手順通りに適用されているならば、その算定結果と算定方法を開示することによって、表現の忠実性を確保することができます。

(3) 比較可能性

環境報告は、事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間においても一定の範囲で比較可能であるために、その基礎となる情報を提供することが望まれます。

1. 比較の方法

利用者に開示情報の意味を理解させる上で「比較」は重要な手段です。環境配慮経営の成果や実績は単年度で見るよりも、経年的な推移を見たり、事業特性や業態の類似した他の事業者と比較することで、より一層理解が容易になるからです。

また、何の取組も行わない状態をベースラインとして、これとの比較で取組等の進捗度を伝える工夫も役に立つ場合があります。

2. 比較の基礎情報

比較を容易にするためには、比較の基礎となる情報が必要です。

そうした基礎情報として、経年比較では過去の一定期間にわたる取組の実績値、また、事業者間比較ではガイドラインや業界で一般的に使われている指標等の採用が有効です。

また、目標と実績によって取組の進捗度を管理している場合は、中・長期的目標の併記も望めます。

3. 算定方法等の変更

数値データが事業者の各期間を通じて比較可能であるためには、算定方法や算定範囲等が各期間にわたって一貫していなければなりません。それゆえ、法令等の改訂や社内基準等の変更に伴って算定方法や算定範囲及び係数等を変更した場合は、その旨、変更による影響について記載することが必要です。

(4) 理解容易性

環境報告は、特別な専門知識がなくても理解できるように、情報を適切に分類し、他の情報と関連づけ、または表現方法を工夫して、簡潔かつ明瞭に提供することが望まれます。

1. 分類・区分表示

環境報告は、広範囲な種類の情報を提供するので、特別な専門知識のない利用者でも理解が容易になるように、それらの情報を適切に分類したり、区分表示して、簡潔かつ明瞭に伝える工夫が求められます。

環境報告の対象範囲が地域的・業種的に広い場合には、地域セグメント情報や事業セグメント情報等の提供も、利用者の理解を助ける有用な方法の一つです。

2. 他の情報との関連付け

環境配慮経営が事業活動と戦略的に一体化している状況では、環境配慮等の取組状況を事業戦略や財務数値と関連付けて説明したり、中・長期的な目標と関連づけて将来予測情報を提供することも、環境報告の理解容易性を高めます。

3. 数値情報の活用

環境報告では、できる限り数値情報を活用することが望めます。

とくに、KPIのように、環境配慮経営における取組成果を的確に伝える指標を決定し、それを開示することが重要です。

なお、関係比率や指数等の加工した数値情報を開示する場合は、基礎となる実数値の併記が求められます。

4. 表現方法の工夫

わかりやすい環境報告を作成する上で、簡潔で平易な文章や文体の使用、グラフや写真等による説明の視覚化、難解な用語や専門的な数値について解説または用語集の開示は、きわめて有効な方法です。しかし、それ以外にも事業者の創意によって、環境報告の理解容易性を高める方法を工夫することが望めます。

(5) 検証可能性

環境報告は、記載事項について、その前提条件、作成方法、算定根拠等を明らかにし、記載事項が対象事象を忠実に表現していることを、客観的に検証できるようにする工夫が望まれます。

1. 検証可能な開示方法

記載事項が対象となる事象を忠実に表現しているかどうか客観的に検証できなければ、利用者にとって環境報告を信頼できなくなるリスクが高まり、環境報告の有用性は著しく低下します。

それを防ぐためには、記載事項について、前提条件、集計範囲、算定方法、原データ等の作成プロセスに関する情報を開示し、前提条件からの論理的な推論や再計算等によって、作成結果の妥当性を検証できるようにすることが必要です。

(6) 適時性

環境報告は、利用者の意思決定に間に合うタイミングで、公表することが望まれます。

1. 望ましいタイミング

利用者の意思決定に役立つためには、できる限り早いタイミングで情報開示することが求められます。

たとえば、環境報告の対象期間後に発生した出来事が重要な情報である場合、対象期間の環境報告に間に合わせて開示したり、またはウェブ等で適宜開示することは、望ましい工夫です。

なお、環境負荷等の状況について経年変化を観察する利用者のために、すでに適時開示した重要な情報を、その後の期間も繰り返して開示することが有用な場合もあります。

2. 環境報告の重要な視点

環境報告の重要な視点は、環境配慮経営の方向性（○頁参照）にある5つの重点事項うち①～④の事項と、その継続的かつ確実な実行を担保するための「組織体制及びガバナンス」により構成されます。

これらは、経営全般に関する重点事項としても位置付けられ、事業者が重要性の判断により、主として全社的な環境配慮経営に関する記載事項を決定する際において必要不可欠となる視点です。開示される情報は、これらの視点に基づき選択され、情報利用者に提示される必要があります。

(1) 経営責任者の主導的関与

経営責任者には、事業活動に伴って発生する環境的影響や関連する社会的・経済的影響および環境配慮等の取組状況について、社会に対して説明する責任があります。その責任を環境報告によって果たす場合、経営責任者は、重要な課題と取組方針を明確に説明し、その実行について明言することが求められます。

1. 経営責任者の説明責任

経営責任者は、出資者の拠出資本だけでなく、自然環境、労働力、リース資産、社会基盤等の様々な源泉の資本を利用して、事業活動を営んでいます。そのため、これらの資本の提供者に対し、その使用の顛末について説明する責任を有しています。

とくに、自然環境の場合は、社会全体で共有する公共財なので、経営責任者には、事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組状況を、社会に対して説明する責任があります。そして、事業活動に伴う自然資源の利用や環境負荷の発生状況と直接又は間接的に関係するステークホルダーにとって、「環境」が重要な情報となる場合には、経営者は説明責任を履行する責務を負います。

この説明責任を果たす上で、環境報告は重要なツールになっています。

2. 経営責任者のコミットメント

経営責任者は、重要な課題を明らかにして、それに対する取組方針を立案し、その実行を明言することで、環境報告において主導的な役割を果たすことが求められています。

とくに、取組方針の実行をステークホルダーに向けて明言することは、経営責任者が説明責任を果たす上で重要なプロセスであり、環境報告の基幹部分を構成しています。このプロセスは、一般的にコミットメントとも呼ばれていますが、そうした名称の如何に関わらず、環境報告ではまず取組方針の実行を「明言する」ことが起点になります。

(2) 戦略的対応

環境配慮経営の重要な課題が、事業活動にリスクと機会をもたらすことで事業戦略にも影響を与えている場合は、環境報告において、環境配慮等の取組状況を利用者に理解させるために必要な範囲で、戦略的対応の内容を規制動向等の背景情報と関連付けながら説明することが求められます。

1. 重要課題とリスク・機会

気候変動や資源制約のような重要な環境課題は、事業活動にとってリスク要因となるだけでなく、その課題に対応する環境配慮型製品・サービス市場の出現によって、機会要因ともなります。

このような状況で、リスクと機会に対する対応が事業戦略に組み込まれる場合は、環境報告において、全社的な環境配慮等の取組状況を利用者に理解させるために必要な範囲で、関連する戦略的対応の内容を説明する必要があります。

2. 戦略的対応の内容

戦略的対応の内容については、次のような情報が含まれます。

- ✓ 事業戦略に影響を与えている重要課題
- ✓ リスクと機会の内容と事業活動への影響
- ✓ 事業戦略による対応の内容と期間
- ✓ 事業戦略の成否に関する将来見通し

3. 背景情報との関連付け

事業戦略は、現在のリスクと機会だけでなく、法規制等の動向を含む事業環境の変化に伴う潜在的なリスクと機会によっても影響を受けます。そのため、戦略的対応の内容を正確に伝えようとするれば、そうした変化に関する事業活動の背景情報と関連付けて説明することが肝要です。

(3) 組織体制とガバナンス

環境報告では、事業活動に伴って発生する環境的影響や関連する社会的・経済的影響が正確かつ網羅的に把握され、それらに対する環境配慮等の取組方針が適切に実行されることを示すために、組織体制およびガバナンスの状況について説明することが求められます。

1. ガバナンスの状況

環境報告では、環境配慮等の取組を実行するための組織体制について、説明することが必要です。

その際に、この組織体制が健全かつ効率的に機能する上での基礎となるガバナンスの状況を明らかにしなければなりません。たとえば、組織体制における最高責任者、権限と責任の状況、報酬や業績評価等のインセンティブ・システム、全社的な経営組織におけるガバナンス構造は、環境配慮等の取組を実行するための組織体制に関するガバナンスの状況を知る上で重要な情報です。

2. 内部統制の状況

ガバナンスには環境報告を行う組織の内部統制も含まれます。環境報告の内部統制とは、環境報告が適正に実施されるように、一定のルールにもとづいて管理する組織体制をいいますが、利用者がその有効性を評価できるように、必要な情報を開示することが重要です。

(4) ステークホルダーへの対応

環境報告では、事業活動に伴って発生する環境的影響や関連する社会的・経済的影響が正確かつ網羅的に把握され、それらに対する環境配慮等の取組方針が適切に立案されていることを示すために、事業者のステークホルダーへの対応状況を明らかにすることが求められます。

1. ステークホルダーへの対応の重要性

事業者が、事業活動に伴って発生する環境的影響や関連する社会的・経済的影響を正確かつ網羅的に把握し、適切な環境配慮等の取組方針を立案・実行する上で、ステークホルダーへの対応は不可欠なプロセスです。

ステークホルダーへの対応は、環境配慮経営上の重要な課題を特定するのに有効な方法であり、その結果を踏まえて効果的な取組方針を立案するための前提条件だからです。

2. ステークホルダーへの対応状況

ステークホルダーへの対応は、事業者がステークホルダーとの関係をよく理解し、ステークホルダーへの関与能力を向上させて、その要請を事業活動や意思決定に反映させるための一連の組織的な行動プロセスです。通常は主要なステークホルダーごとに行くつかの対応チャンネルが設けられており、単なる情報伝達だけでなく、顧客の相談窓口制度、従業員満足度調査、サプライヤーとの意見交換会、ダイアログ、NGO/NPOとのパートナーシップ等のように、諮問や相談、対話、協働といった様々な関与形態をとって実施されるのが一般的です。

こうしたステークホルダーへの対応状況は、環境報告の利用者が事業者の環境配慮等の取組方針を評価する上で有力な支援情報となります。

(5) バリューチェーン志向

環境報告は、事業活動に伴って発生する環境的影響や関連する社会的・経済的影響および環境配慮等の取組状況を明らかにするために必要な範囲で、バリューチェーンにおける環境負荷等の状況や環境配慮等への取組状況に関する情報を、開示することが求められます。

1. バリューチェーン志向の重要性 (○頁解説を参照)

気候変動や資源制約に対する国際的な政策動向のように、市場原理による規制が強化されつつある現状では、規制コストによるリスク要因や環境配慮型製品・サービス市場の出現による機会要因が、バリューチェーンで発生する可能性が大きくなっています。

こうした状況下で、これらのリスクと機会に対する対応方針を事業戦略に一体的に組み込む事業者の場合は、事業活動に伴って発生する環境的影響や関連する社会的・経済的影響および環境配慮等の取組状況の全体像を明らかにする上で、バリューチェーン全体を視野に入れた情報開示が必要になることがあります。

2. バリューチェーン情報の範囲

バリューチェーン志向の環境報告においては、環境配慮経営の戦略的な推進状況を評価する上で、次のような情報が有用です。

- ✓ バリューチェーンマネジメントの方針・目標・実績
- ✓ グリーン購入や環境調達・CSR調達の状況
- ✓ 環境配慮型製品・サービスの開発状況、販売実績、削減貢献
- ✓ 外部委託した輸送の状況
- ✓ その他の間接的な資源・エネルギー消費の状況

3. トレードオフへの配慮状況

特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させる場合は、それを回避するために、事業活動全体における資源・エネルギー消費と環境負荷の相互関係を十分に把握して、バリューチェーン全体で総合的に最適となるような方法で環境配慮等の取組を行う必要がありますが、その場合には、環境報告にも、こうしたトレードオフへの配慮状況について説明することが望まれます。

3. 環境報告を実施する上での留意事項

環境報告を実施する上での留意事項は、環境配慮経営の実態をより客観的に情報利用者に伝え、かつ利用されることを目的として記載する際に重要となる記載事項全体に係わる留意点です。

これらは、環境報告の方向性にある「⑤資源生産性の抜本的向上」や最近の開示動向における課題を考慮したものであり、事業者による開示方法の改善と更なる発展が期待される事項とも言えます。

(1) 対象範囲と対象期間の明確化

環境報告では、対象とする組織の範囲および報告の対象期間を適切に決定し、これを明記することが必要です。

1. 対象範囲の明確化

環境報告の対象組織は事業者が経営する企業組織全体です。事業者が企業集団を形成している場合は、対象組織の範囲を財務会計の集計範囲に準じて連結決算対象組織全体とし、その旨を明記することが基本です。

対象組織の範囲が連結決算対象組織全体ではない場合や個々の記載事項で対象組織の範囲が異なる場合は、まず環境報告の対象組織の範囲を明確にし、それと異なる範囲を対象とする記載項目については、その対象組織の範囲を明記することが必要です。さらに、各開示範囲が全社的な環境負荷等のうちどの程度をカバーしているかについて、おおまかな目安(捕捉率)を開示することも有用です。

前回の環境報告と対象組織の範囲が異なる場合は、その旨と範囲の違いを説明し、経年での比較可能性に配慮することが望まれます。

2. 対象期間の明確化

適時性の観点から、環境報告は、少なくとも年一回、定期的に行うことが重要です。

環境報告の対象期間は、財務会計の決算期間と一致していることが望ましいのですが、それと異なる場合は、その対象期間を明記して下さい。

(2) 公表媒体の選択

環境報告では、利用者にとっての利便性と理解容易性を考慮して、適切な公表媒体を選択することが必要です。複数の公表媒体を併用する場合は、全体構成と個々の公表媒体の位置関係がわかるように説明し、各公表媒体間の相互参照が容易になるような工夫が望まれます。

また、ウェブを公表媒体として選択する場合は、環境報告へのアクセスの容易さ、情報の一覧性、規則的な情報の階層化等を勘案して、適切に環境報告を構成することが求められます。

1. 公表媒体の選択

環境報告では、利用者にとっての利便性や理解容易性を考慮して、適切な公表媒体

を選択する必要があります。

また、選択した公表媒体では、事業活動に伴って発生する環境的影響や関連する社会的・経済的影響および環境配慮等の取組状況を、総合的かつ体系的に報告する必要があります。

2. 複数の公表媒体の併用

公表媒体の選択に際して、複数の公表媒体を併用する場合は、まず環境報告の全体構成を明示し、その中における個々の公表媒体の位置付けがわかるように説明すると共に、各公表媒体間の相互参照が容易になるような開示上の工夫をすることが望まれます。

3. ウェブを利用する場合

公表媒体として、ウェブを選択する場合は、次の点に留意することが必要です。

- ✓ 環境報告へのアクセスが容易であること
(トップページから環境報告へアクセスする際に、迷うことなく円滑に辿り着けるようにすること)
- ✓ 情報に一覧性があること
(サイトマップ等を活用して、環境報告の全体構成が一覧できるようにすること)
- ✓ 階層化された情報に規則性があること
(環境報告の目次における大項目・中項目・小項目などの情報の階層構造が、ウェブのディレクトリ構造にも反映されるように構成すること)

なお、上記以外にも、開示情報の対象範囲や対象期間が明確であることや、頻繁な更新等により過去情報が閲覧不能となることのないよう配慮することが求められます。

(3) KPIの決定

環境報告では、可能な限り数値情報を活用して、記述情報の信頼性を高める工夫が必要です。とくに、環境配慮等の取組における戦略的な目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を説明するために、KPI (Key Performance Indicators : 主要業績評価指標) を適切に決定して、これを開示することが求められます。

1. 数値情報の有用性

環境配慮等の取組における目標や実績を評価する上で、数値情報は環境報告の利用者の理解を助け、文章による記述情報の信頼性を高める効果があります。そのため、環境報告において環境負荷の状況及び環境配慮への取組状況を開示する場合は、可能な限り数値情報を用いて説明する工夫が必要です。

2. KPIの決定（○頁解説を参照）

環境配慮等の取組における戦略的な目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を分かりやすく説明する上で、KPIは有効なツールです。

KPIの決定にあたっては、経営責任者が戦略の進展状況、成果、現状を評価する上で有効であると判断して日常的に利用する指標を選択することが重要です。

3. KPIの情報形態

KPIの情報形態には、総量(実数値)と原単位や環境効率等の関係比率がありますが、いずれが適切かは環境報告の目的から判断して決定すべきで、環境配慮等の取組に関する戦略との関連性がより強い指標を選択することが肝要です。

また、総量と原単位を併記したり、温室効果ガスのようにスコープ別に区分表示することが有用な場合もあります。

4. KPIの計算要素

KPIを開示する場合は、利用者の理解を容易にするために、その定義、計算方法、排出係数、原データの情報源、計算の前提条件、業界標準等のベンチマーク(基準値)を併記することが望まれます。さらに、環境配慮等の取組に関する戦略との関連性について記述的に説明することが効果的です。

解説：「1. 環境報告の一般原則 (1) 目的適合性 2. 重要性の判断による記載事項の決定」

事業活動に関連する情報は、経済的側面、環境的側面及び社会的側面、それぞれの分野に分類して集計することが可能です。全体の事業に関する情報のうち、環境の視点から抽出した情報が環境情報となります。

また、事業者の経営の全容を忠実に表現するに当たって、核となる重要な情報が存在します。重要な情報は、事業者が経営の全容を利用者に説明するに当たって、欠くことができないと考える情報であり、また情報利用者にとっては、自らの意思決定に影響を与える情報に他なりません。

環境報告により環境配慮経営の全容を利用者に伝えるのにおいても、重要な環境情報が存在します。それらは、業種や業態、事業の特殊性、地域特性、さらには経営理念や戦略などにより、事業者ごとに異なるものとなります。ただし、事業者が特定した重要な環境課題に関連する情報は、重要な情報に該当すると考えられます。

その重要性の判断は、事業者と情報利用者とのギャップが生じる可能性があります。事業者は最終的に記載事項を決定するに当たり、ステークホルダーへの対応などを通じてギャップを縮めるよう努めることで、利用者の目的に適合した情報をバランスよく開示することができるようになります。

図（環境情報と記載事項の決定イメージ）

未稿料

解説：「2. 環境報告の重要な視点 (5)バリューチェーン志向 1. バリューチェーン志向の重要性」

事業者は、新たな製品やサービスを社会に提供することを通じて、付加価値を創造し、社会の発展に貢献しています。また、他者による製品・サービスの利用や廃棄などを通じて、創造された付加価値は費消されていくことになります。そして、この付加価値の創造と費消の連鎖（バリューチェーン）は、一事業者のみならず多くの関係者の経済活動により成り立っています。

事業者は、このバリューチェーンにおいて一役を担っているといえます。そして、このバリューチェーンの各局面における活動において、自然資源の利用がなされ、環境負荷による外部影響が生じています。つまり、自らの付加価値の創造は、川上から川下までの多くの関係者による環境負荷の状況や環境配慮等の取組と密接に関わっていると考えられます。

環境問題が深刻化し、事業者の責任が拡大していくなかで、環境配慮経営の目指すべき姿は、バリューチェーン全体における自然資源の利用（Input）を持続可能なものとし、事業活動に伴う環境負荷による外部影響（Output）を極力低減することに配慮して、かつ付加価値の最大化を目指すことに他なりません。

そのためにも、まずは、バリューチェーン全体における自然資源の利用状況や環境負荷の発生状況を正しく把握することが重要です。その上で、自らの環境配慮経営が、川上の事業者による環境配慮経営の基に成り立っており、また川下における環境配慮行動に影響を与えることを認識する必要があります。そして、ステークホルダーとの対話などを通じて重要な環境課題を適切に特定し、さらにその課題に対して川上から川下までの関係者と協働するなどして戦略的に対処していくことが望まれます。

図（バリューチェーンと環境影響）

未稿料

解説：「3.環境報告を実施する上での留意事項 (3)KPI の決定 2. KPI の決定」

KPI は、経営責任者が戦略的な環境配慮経営の進展状況、成果、現状を評価するのに有効であると判断して日常的に利用する定量的指標であり、情報利用者にとっては環境配慮経営の戦略や目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を理解し、経営行動の是非を評価するために有用な情報です。

例えば、温室効果ガスの削減戦略・目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を評価するのに、温室効果ガス排出量(総量)は有用な KPI です。これを、必要に応じて、事業活動から直接的に発生する排出量(スコープ 1)、電力等のエネルギー購入によって間接的に発生する排出量(スコープ 2)、バリューチェーンで間接的に発生するその他の排出量(スコープ 3)に区分表示したり、または原単位指標のような生産量や売上高等の産出指標との関係比率に加工して開示することがありますが、いずれが適切な KPI かは環境配慮経営の実態開示という環境報告の基本目的から判断して決定すべきで、環境配慮経営の戦略との関連性がより強い指標を選択することが肝要です。

ただし、自然環境という公共財を使用することに付帯する説明責任を果たすためには、環境負荷の状況を排出量の総量で表示することが基本であり、区分表示や原単位指標等の関係比率(環境効率)は、総量に併記する形式で開示することが望まれる開示方法です。

また、KPI は、その性格上、事業活動の規模・内容に応じて、事業者ごとに異なるのが一般的です。そのため、業界ごとに一定の指標が存在する場合も少なくありません。本ガイドラインでは、環境配慮経営の全容を説明するために有用な KPI として、第 6 章から第 8 章に代表的な数値情報を「(1) 記載が必要な情報・指標」として提示しています。これらはいずれも、すべての事業者に共通して有用と考えられる指標ですが、事業者の属する産業部門や事業活動の実態から判断して、適用できなかったり、追加すべき指標があったりすることも事実です。最終的に事業者が K P I を設定するに際しては、比較可能性をより発展させるためにも、環境政策や業界で利用する目標等との整合性についても勘案していくことが期待されます。

なお、開示された数値情報の中には、重要性の高い情報とそうでない情報が混在する場合があります。このような場合は、とくに重要性の高い情報や指標が判別できるように、区分表示したり、ハイライト表示したりする工夫が必要です。

第3章 環境報告の記載枠組み

説明文等は第4章以降の確定後に修正

■環境報告の全体構成

環境報告の記載事項は、概ね以下の順序にて構成されます。

1. 報告の基本的要件
2. 経営責任者の緒言
3. 事業及び環境配慮経営の概要（エグゼクティブサマリー）
 - ・ K P I（主要業績評価指標）の時系列一覧
 - ・ 個別の環境課題に関する対応総括（一覧表）
4. 全社的な環境配慮経営に関する状況
5. マテリアルバランス（環境負荷状況の全容）
6. 個々の環境負荷及び環境配慮行動に関する状況
7. 経済的側面の状況
8. 社会的側面の状況
9. その他の記載事項

「K P I（主要業績評価指標）の時系列一覧」、「個別の環境課題に関する対応総括」、「マテリアルバランス」については、標準開示様式をご参考に作成してください。

なお、事業特性等に応じて内容が異なる事業者固有の記載事項に関しては、記載に当たって創意工夫が望まれます。

1. 報告の基本的要件 【第4章】

報告対象組織の範囲（捕捉率を含む）、報告対象期間、報告方針、公表形式・公表媒体の方針等を記載します。

2. 経営責任者の緒言 【第4章】

経営責任者による誓約（トップ・コミットメント）、環境方針、将来ビジョン、戦略、目標、実績結果の評価など、環境配慮経営に関する経営責任者の考えを記載します。

3. 事業及び環境報告の概要（エグゼクティブ・サマリー） 【第4章】

(1) 事業及び環境配慮経営等の概要

事業者の事業全体の概要と環境配慮経営等の概要（主として、全社的な環境配慮経営に関する概要）を記載します。なお、事業の概要と環境負荷及び環境配慮の取組等の状況を関連させて記載したり、セグメント別に記載したり、K P Iの推移や当年度のトピックスを記載するなどして、創意工夫し、分かりやすく簡潔に環境報告の全体を説明することが期待されます。

(2) K P I（主要業績評価指標）の時系列一覧

事業者が目標として設定したK P Iについて、過去5年の時系列情報を一覧形式で記載します。算定基準や計算方法の変更による影響など、利用者の理解のために必要な情報についても付記することが望まれます。

【標準開示様式1-1：K P Iの時系列一覧】

KPI	注記	×1	×2	×3	×4	×5
(例)						
総エネルギー投入量						
総物質投入量						
総CO2e排出量	※1					
原単位当たりCO2e排出量						
資源生産性						
資源利用率						
:						
:						

※1 ×2年より算定方法を……のとおりに変更している。

(3) 個別の環境課題に関する対応総括（一覧表）

環境配慮経営の全容を開示するために重要な情報に関して、事業者の自然資源の利用状況や環境負荷の発生状況、その持続可能な利用及び負荷低減への対策を、戦略・計画、目標、実績、分析・評価、次期以降の取組などの区分により総括して一覧形式にて記載します。また、環境課題に関連する財務数値を含めて作成することも可能です。

なお、記載に当たっては、重要な環境課題を明確にすること、K P Iを明記すること、総量及び原単位情報などを実績として記載すること、数値情報の理解のために必要な付記情報を併記することなどに留意する必要があります。

【標準開示様式2-1：個別の環境課題に関する対応総括】

環境課題	重要	戦略・計画・ 当期の取組内容	KPI	数値情報	範囲	目標	実績	分析・ 評価	次期以降の取組・ 将来見通し	関連
(例)										
気候変動	○		◇	総CO2e排出量	1					
				原単位当たりCO2e 排出量	2					
エネルギー 水	○		◇	総エネルギー投入量	1					
				総排水量	1					
資源投入・ 循環	○		◇	資源生産性	1					
				総物質投入量	1					
				資源利用率	2					
:				:						

※範囲：1連結、2主要な会社、3単体

【標準開示様式2-2：個別の環境課題に関する対応総括（財務数値等を含める場合）】

環境課題	重要	戦略・計画・当期の取組内容	KPI	数値情報	範囲	目標	実績	分析・評価	関連する財務数値	次期以降の取組・将来見通し	関連
(例)											
気候変動	○		◇	総CO2e排出量	1						
			◇	原単位当たりCO2e排出量	2						
エネルギー	○		◇	総エネルギー投入量	1						
				総排水量	1						
資源投入・循環	○		◇	資源生産性	1						
			◇	総物質投入量	1						
			◇	資源利用率	2						
:				:							

※範囲：1連結、2主要な会社、3単体

4. 全社的な環境配慮経営に関する状況 【第5章】

(1) 将来ビジョン及び戦略等

重要な環境課題の特定プロセス、環境配慮に関する将来ビジョンや戦略とその対応状況など、全社的な環境配慮経営に関する事項を記載します。

(2) 組織体制とガバナンスの状況

環境配慮経営に関する組織体制、ガバナンスの全体像、環境に関する法規制等の遵守状況、環境報告に関する内部統制など、環境配慮経営を推進するための組織体制や環境報告を適正に実施するための体制について記載します。

(3) ステークホルダーへの対応の状況

ステークホルダーとのコミュニケーション、国・地方公共団体等との連携の状況、環境に関する社会貢献活動の状況など、ステークホルダーへの対応状況を記載します。

(4) バリューチェーン管理の状況

バリューチェーン管理の方針・目標、バリューチェーンにおける取組状況としてグリーン調達、環境に配慮した製品等の研究開発や販売等の状況、環境に配慮した輸送などを記載します。

なお、個別の環境負荷及び環境配慮行動に関連するバリューチェーン情報に関しては、「6. 個々の環境負荷及び環境配慮行動に関する状況」にて記載することも可能です。

(5) 投融資における環境配慮の状況

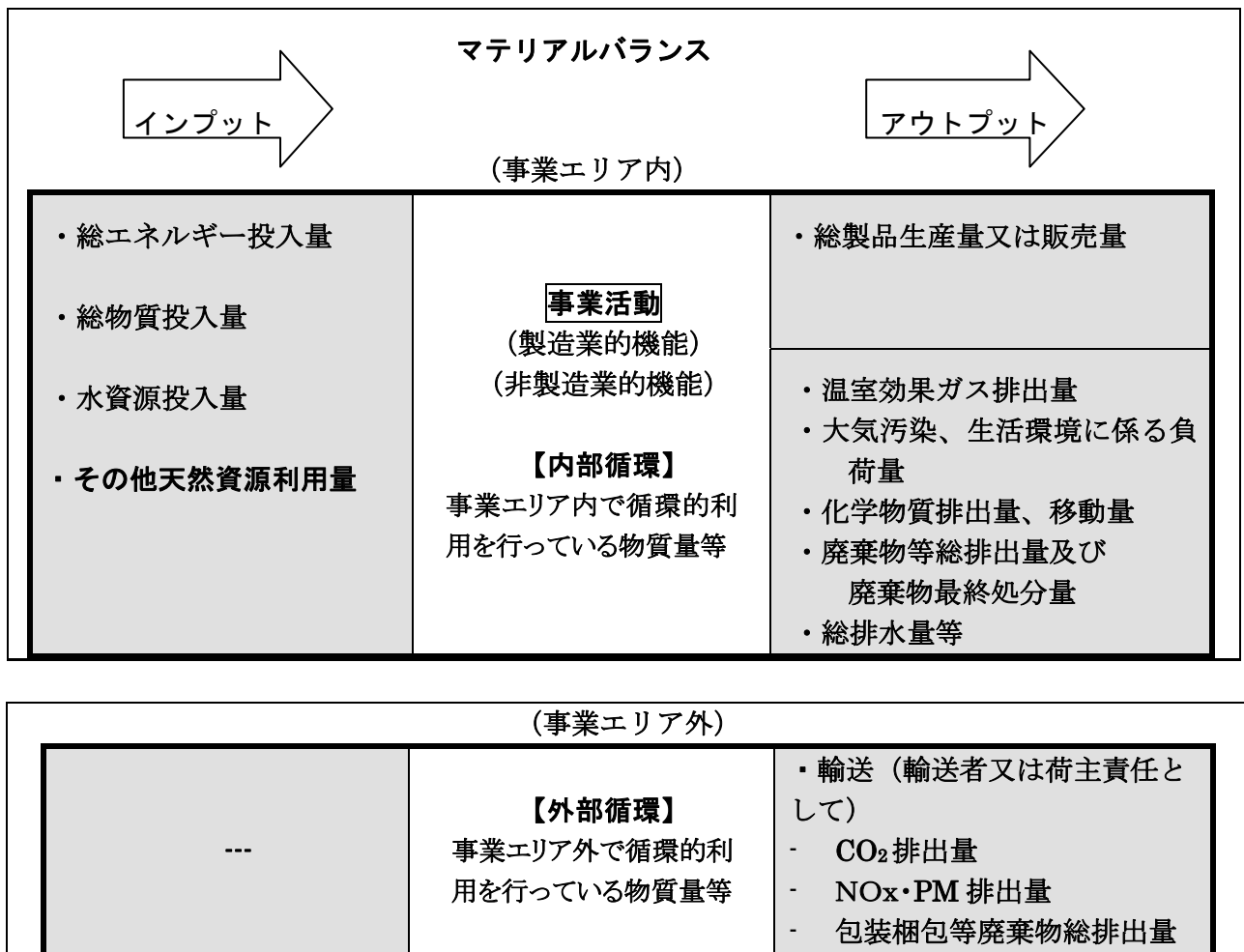
投融資に際して環境に配慮することの方針や取組状況などを記載します。

5. マテリアルバランス（環境負荷状況の全容） 【第6章】

事業活動全体における物質やエネルギー等のインプット、アウトプットを把握するマテリアルバランス*の考え方に基づき事業活動の環境負荷を捉えます。

総エネルギー投入量、総物質投入量、水資源投入量などのインプットの総量と、総製品生産量やサービスの提供量、各環境負荷の発生量などアウトプットの総量、及びリサイクルなど循環利用している物質の総量を記載することにより、環境負荷の発生と資源や物質等の量的バランスを概括するように記載します。

【標準開示様式3：マテリアルバランス】



※この他、再可能エネルギーや環境配慮型の製品・サービスなど環境に配慮したインプット・アウトプットに関する情報・指標、バリューチェーンに関する情報・指標を併記することも可能です。あるいは、労働資源に関する情報や金額情報を併記したり、KPIとの関連性が分かるように記載したりするなど、事業者の環境配慮経営と環境負荷の状況の関連が分かるように創意工夫した記載が望まれます。

6. 個々の環境負荷及び環境配慮行動に関する状況 【第6章】

(1) 資源・エネルギーの投入状況、

総エネルギー投入、総物質投入、水資源投入の数値情報とその低減対策などを記載します。

(2) 循環的利用を行っている物質に関する対応策

リサイクルしている物質の数値情報と対策について記載します。

(3) 生産物・環境負荷の産出・排出状況

総製品生産量、温室効果ガスの排出、総排水、大気汚染、生活環境に係る負荷、化学物質、その他の有害物質の産出・保管・排出、廃棄物等総排出、廃棄物最終処分、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に関する数値情報とその対策などを記載します。

7. 「経済的側面の状況」を表す情報・指標 【第7章】

重要な環境課題に関連する経済的影響について、財務数値等を利用して記載します。また、環境会計等により、環境保全に関わる財務数値等を記載します。

なお、重要な環境課題に関連する経済的影響に関しては、「4. 全社的な環境配慮経営に関する状況」、「6. 個々の環境負荷及び環境配慮行動に関する状況」にて記載することも可能です。

8. 「社会的側面の状況」を表す情報・指標 【第8章】

重要な環境課題に関連する社会的影響について、社会に関する情報・指標を利用して記載します。また、その他の社会に関する情報・指標も併せて記載することも有用です。

9. その他の記載事項等 【第9章】

(1) その他の記載事項

環境報告の対象期間末以降に生じた重要な事象（後発事象）やその他利用者にとって有用と判断される情報について記載します。

(2) 環境情報の品質確保

第三者審査及び第三者意見等により情報の質に関して、第三者が検証をしている場合にはその内容や意見書等を記載します。

(3) 環境情報データ集等

地域やサイトにおける環境負荷、セグメント別（地区別・事業別）の環境負荷等の情報で、環境配慮経営の全容を示すためのより詳細な情報に関しては、巻末かWEB等を利用して環境情報データ集等において記載します。

第二部 環境報告における記載事項

【環境報告における情報・指標の分類】

- (1) 本ガイドラインの第二部で示した○項目の記載事項は、環境報告の代表的な情報・指標を、事業者が記載事項を決定する際の参考として列挙したものです。
- (2) これらのうち、事象者が説明責任を果たす上で、一般的に「重要な情報」に該当すると考えられる事項を、各項目において「①記載が必要な情報・指標」として「ア.～」「イ.～」「ウ.～」・・・で表記しています。
- (3) 「①記載が必要な情報・指標」で記載された事項の中で、事業者が自らの重要性判断にもとづいて記載しない事項がある場合には、その旨を開示することが求められます。
- (4) また、報告対象とする情報利用者の種類、事業者の業種や事業・地域特性等によっては、重要性があると考えられる情報・指標に関しては、「②重要性により記載が必要となる情報・指標」として「▶～」で表記しています。
- (5) さらに、「①記載が必要な情報・指標」及び「②重要性により記載が必要となる情報・指標」のそれぞれにおける例示項目を「・～」で表記しています。
- (6) これら以外にも事業活動やステークホルダーとの関係から「重要な情報」が存在する場合は、その事項を開示することが必要です。

(注)

- ① 情報・指標の記載にあたっては、必要に応じて国内・海外に分けて記載することが望まれます。
- ② 算定式や単位は一般的なものを記載していますが、実務上で用いられている算定式や単位で記載することができます。また、算定に用いた算定式や係数等を記載することが必要です。
- ③ 記載が必要な情報・指標の内容が重複する場合は、項目毎に記載する必要はなく、まとめて記載することができます。
- ④ これらの情報・指標のうち、地域別・サイト別情報やその他内訳情報など、より詳細な情報に関しても、利用者の情報ニーズや利便性などを勘案し、巻末や環境情報データ集などにおいて、継続して記載していくことが望まれます。

第4章 環境報告の基本的事項

1. 報告にあたっての基本的要件

環境報告を利用者が利用するに当たって前提として理解しておくべき基本的な要件に関して、環境報告書の冒頭など特定の分かりやすい場所に記載します。具体的には、報告対象組織の範囲（捕捉率を含む）、報告対象期間、報告方針、公表形式・公表媒体の方針等を記載します。

（1）報告対象組織の範囲・対象期間

環境報告の対象とした組織の範囲（対象範囲）及び対象期間について記載します。
なお、対象範囲や対象期間を変更した場合には、その旨及び前回の報告との範囲の違いや変更による影響を記載する必要があります。

①記載が必要な情報・指標

- ア. 報告対象組織
- イ. 報告対象期間

②重要性により記載が必要となる情報・指標

- 報告対象組織を変更した場合には、その旨及び範囲の違い
- 報告対象期間を変更した場合には、その旨及び変更による影響

【記載にあたっての留意点】

- (i) 報告対象組織を連結決算対象組織の一部に限定した場合には、その異同が分かるように、報告対象とした主要な会社名及び会社数等して記載します。
- (ii) 記載項目等により範囲が異なる場合は、項目毎の範囲を記載します。ただし、範囲が異なる項目の記載箇所において付記することもできます。
- (iii) 報告対象期間の変更した場合の影響は、影響が大きな数値情報等に併記して記載します。

解説

環境報告で対象とする組織の範囲（バウンダリー）は、原則として連結決算対象組織全体が基本です。しかし、報告対象組織の範囲を限定している場合もあるため、連結決算対象組織全体との異同が分かるように記載する必要があります。また、報告対象期間の変更は、K P I や環境負荷の状況等の数値情報の比較可能性に影響するため、影響が大きい情報についてその影響を付記する必要があります。

(2) 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異

報告対象組織を連結決算対象組織の一部に限定した場合には、対象範囲に関する考え方や、報告対象組織及びその環境負荷が事業全体の環境負荷等の内どの程度を占めているかを利用者に伝えるために、事業者が独自に工夫してその捕捉率を記載します。また、捕捉率の計算根拠等を明示する必要があります。

報告対象期間が財務会計の決算期間と異なる場合には、その差異について明記する必要があります。

① 記載が必要な情報・指標

- ア. 報告対象組織を限定した場合、対象範囲に関する考え方
- イ. 報告対象組織の事業全体（連結決算対象組織全体）に占める環境負荷等の割合（「捕捉率」）
- ウ. 報告対象期間の財務会計期間との差異

【記載にあたっての留意点】

- (i) アの対象範囲に関する考え方は、重要な環境課題と関連させたり、自然資源の利用や環境負荷の発生に関連させることにより、主要な会社について漏れなく対象範囲に含めているか否かが利用者に分かるように、限定に関する方針を記載します。
- (ii) 捕捉率は原則として環境負荷により算定する必要があります。
- (iii) 環境負荷の捕捉率が正確に把握できない場合は、捕捉対象の環境負荷が連結決算対象組織全体における環境負荷に占めるおおよその割合にて記載します。その際、環境負荷以外の数値情報を利用する場合には、採用した数値情報と自然資源の利用や環境負荷の発生状況との因果関係に留意する必要があります。
- (iv) 報告対象期間の財務会計期間との差異は、会社名や期間、及び重要な影響の有無等を具体的に記載します。

(ii) 環境負荷の捕捉率を示す指標例

- ・ 連結決算対象組織全体の温室効果ガス排出量に対する報告対象組織の温室効果ガス排出量の割合（エネルギー使用量や事業内容によっては、電力消費量等把握の容易なもので代替することも考えられる。）
- ・ 連結決算対象組織全体の資源投入量に対する報告対象組織の資源投入量の割合
- ・ その他、事業内容に応じ、代表的な環境負荷に関する環境負荷の捕捉率
- ・ 上記以外に、事業者独自の創意工夫による事業全体に対する環境負荷の捕捉率

(iii) 環境負荷の捕捉率を示す指標例（環境負荷の捕捉率が正確に把握できない場合）

次のような指標を補足的に組み合わせることにより捕捉状況を説明。

- ・ 連結決算対象組織全体の売上高に対する報告対象組織の売上高の割合
- ・ 連結決算対象組織全体の従業員数に対する報告対象組織の従業員数の割合
- ・ 上記以外に、事業者独自の創意工夫による指標

解説

報告対象組織の「環境負荷の捕捉率」とは、報告対象組織の事業活動に伴う環境負荷が事業全体の環境負荷に占める割合を示す指標です。事業者の財務上の報告範囲は連結決算対象組織が基本となっていることから、「環境配慮経営」の報告である環境報告の範囲も、原則としては連結決算対象組織の全てを報告範囲とし、その環境負荷を記載することが期待されます。しかし、報告対象組織の範囲を決定する際に、連結決算対象組織の特定の範囲で環境負荷の大半が捕捉出来る場合には、その範囲を報告対象としても大きな問題は発生しないと考えられます。また、限られた組織から報告を始め、徐々に対象組織を広げることも考えられます。そこで、実際に報告対象となった組織の環境負荷の捕捉率を示す必要があります。

しかしながら現状では、多くの環境報告書では、事業者の報告範囲の環境負荷が連結決算対象組織全体の中でどれ位捕捉されているかが曖昧です。このことは事業者自身にとってもステークホルダーにとっても、その判断や意思決定を誤らせる可能性があり、環境負荷の捕捉状況は「環境配慮経営」における最も基本的かつ重要な事項と考えられます。

特に、海外で事業展開する日本企業が増加している現状に鑑み、国内だけでなく海外を含めた自らの環境負荷の全体像を正確に把握・管理するために、効率的・効果的な環境負荷の計測・収集システムを構築することが強く期待されます。

(3) 報告方針

環境報告の一般原則を具備するために、事業者がその報告において採用した方針等について記載します。また、環境報告を複数の報告書において実施している場合、公表形式間の関連性について記載します。さらに、環境報告書の作成に当たり準拠あるいは参考にした環境報告等に関する基準又はガイドライン等についても付記します。

① 記載が必要な情報・指標

- ア. 記載事項の決定過程や他の報告との関連性など、報告において採用した方針等に関する事項
- イ. 準拠あるいは参考にした環境報告等に関する基準又はガイドライン等（業種毎のものを含む。）

② 重要性により記載が必要となる情報・指標

- ▶ ステークホルダーからの意見や質問を受け、質問等に答える旨の記述等、何らかのフィードバックの手段
- ▶ 本ガイドライン以外の基準又はガイドライン等に準拠または参考に独自の項目等により環境報告書を作成した場合には、本ガイドラインとの項目別対比表

【記載にあたっての留意点】

- (i) 記載事項の決定過程は、重要性の判断根拠や重要な情報が網羅的に記載されていることが分かるように記載します。
- (ii) 重要性の判断は、重要な環境課題の特定やステークホルダーとの対応などに関連するため、より詳しい内容は関連するページで記載することが望まれます。
- (iii) 複数の報告書を作成している場合、企業情報のうち環境・社会・経済のどの分野の情報をどの報告書に記載しているのか、またそれぞれ関連づけているのかを図等を用いて分かりやすく記載します。

解説

事業者が、重要性の判断により記載事項をどのように決定し、また環境報告の一般原則のうち、特に「目的適合性」と「表現の忠実性」について如何に具備したのかについて、説明することが期待されます。また、経済・社会など他の分野の情報がどの報告に記載されているのか、各公表形式との関連性などを分かりやすく説明することも事業活動の全体像を利用者に理解してもらうためには必要です。報告方針は、このように重要な環境情報により環境報告を作成するに当たっての方針です。

さらに、環境報告を策定した根拠となる基準やガイドライン等に関して記載したり、項目別対比表を巻末等に添付することで、利用者の理解可能性や比較可能性をさらに高めることにつながります。

(4) 公表媒体の方針等

冊子・印刷物、インターネット(URL)での公開、CD等の複数の公表媒体により環境報告を実施している場合には、各公表媒体における掲載等に関する方針を記載します。また、公表媒体毎に環境報告の入手や閲覧の方法、作成部署及び事務連絡先、発行年月日等を記載します。

① 記載が必要な情報・指標

- ア. 公表媒体における掲載等の方針に関する事項（環境報告の構成一覧と各公表媒体に掲載した情報の範囲、ウェブの利用に関する開示ルールなど）
- イ. 公表媒体毎の入手や閲覧の方法(冊子やCD等の入手方法、ウェブサイトのURLなど)
- ウ. 作成部署及び事務連絡先（担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）
- エ. 環境報告書の発行日
- オ. 環境報告の外部審査を受審した場合は、その旨

② 重要性により記載が必要となる情報・指標

- ▶ 報告対象期間内もしくは期末日以降発行日までの間に、環境報告書に関連する環境報告を別途実施している場合には、当該報告の名称及び発行日等
- ▶ 環境情報に関連する主な公表資料の一覧（その概要や入手方法も含む）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 主要な公表媒体としてウェブを選択した場合、冊子による環境報告書と同様に「環境報告の基本的事項」（報告対象組織の範囲、報告対象期間、報告方針等）の記載が必要となります。
- (ii) 第2章に記載したとおり、ウェブを利用した場合には、アクセスの容易性、情報の一覧性、階層化された情報の規則性などに留意して記載します。具体的には、以下のような点に考慮することが期待されます。
 - ① 環境報告へのアクセスが容易である
 - ・ トップページから3クリック以内、可能であれば2クリック以内で環境報告にアクセスできるようにする
 - ・ 情報へスムーズにたどりつけるように、環境報告専用の入口を設ける等、設計に配慮する
 - ② 情報に一覧性がある
 - ・ 冊子形式の目次に相当するような、環境報告単独のサイトマップを設け

る

- ③ 階層化された情報に規則性がある
 - ・ 開示情報が、年次報告に該当するのか非定期的に公表しているトピックス情報なのかを明確にする
- (iii) 環境報告を別途実施している場合における当該報告の名称及び発行日等の「等」には、入手や閲覧の方法（ウェブサイトの URL など）が該当します。
- (iv) ウェブを利用した場合であっても、環境報告の対象年度及び発行日が明確になるようにする必要があります。また、一括でダウンロードできるなどし、利用者が一覧性のある報告書を容易に入手できるような工夫も必要です。
- (v) 経年的な比較可能性を確保するために、過年度の環境報告もバックナンバー等として開示することが望まれます。
- (vi) 環境情報に関連する主な公表資料の一覧には、会社案内、有価証券報告書、アニュアルレポート、環境マネジメントシステム（ISO14001 及びエコアクション 21 等）の環境コミュニケーション資料、環境配慮型製品等のパンフレットなどがあります。
- (vii) 外部の第三者により数値情報等の審査を受けた箇所について、明記します。

解説：複数の公表媒体の利用

環境報告にあたっては、事業者を取り巻くステークホルダーとのコミュニケーションを深め、より多くのステークホルダーが活用する機会を作ることが大切です。ただし、ステークホルダー毎により、環境報告の利用目的や情報ニーズ、アクセスの容易性などが異なってくるため、それぞれに適した公表媒体を選択して、環境報告を行う必要があります。また、報告の質を落とさずに、かつ複数の公表媒体の効果的かつ相互に連携した利用が期待されます。

環境情報を冊子だけではなく、インターネットを併用する等の工夫をし、利用者にとって必要な情報をタイムリーに提供することが期待されます。また、より多くのステークホルダーに、より簡潔に環境報告書の内容を伝えたい場合には、環境報告書の要点のみを分かりやすくまとめた、いわゆるダイジェスト版等を別途作成し、広く配布する方法もあります。

ただし、複数の公表媒体（冊子・印刷物やインターネットなど）を使い分けた場合に、重要な情報の体系であったり、利用者にとって見るべきものが異なっていたりするため、どのように考えて公表媒体を決定したのか、またどの情報がどこに載っているのかなどに関する方針等を記載することが必要となります。

また、公表媒体の多様化は、情報の利便性を増す一方、安易な情報更新や過去の情報が保存されなかったり、情報が氾濫もしくは階層が複雑になったりして、利用者が重要な情報を容易に入手できなくなる可能性を増加させます。そのため、事業者には、各公表媒体において発行日を明確にしたり、報告として一括ダウンロードを可能にしたり、過去の報告も維持・管理しておくなどの配慮が必要となります。

さらに、インターネットを併用する場合は、掲載している情報がどの時期の情報であるかを明記し、冊子の情報との違いが分かるように工夫することや、関連した情報を掲載したインターネットの URL を冊子に示す等、冊子の情報との関係を明確にすることが必要です。また、過去の情報についても参照できるようにしておくことが期待されます。

解説：情報通信技術（ICT）の有効活用

情報通信技術（ICT）を利用した開示は、環境報告の一般原則における比較可能性、理解容易性、検証可能性、適時性の質的特性を備えるに当たって、有効となります。

例えば、情報を容易に最新の状態に更新することが可能であったり、重要な環境パフォーマンス情報や環境配慮の取組について、追加的な情報発信をすることが可能であったりします。また、同業種において情報の比較分析をしたり、報告書内における情報の整合性を検証することも可能であったり、情報通信技術（ICT）の利用は、利便性や理解容易性などを追求するのに有用であると考えられます。

そのため、事業者においては、多くのステークホルダーに情報が有用なものとして利用されるためにも、情報通信技術（ICT）を上手く利用して環境報告を実施することが望まれます。例えば、「K P I の時系列一覧」や「個別の環境課題に関する対応総括」等、環境報告書の主要な情報の公表や、詳細なデータをインターネット上で公表することなども考えられます。

また、事業所を立地して活動している地域の情報に特化した地域版の環境報告書（環境サイトレポート）も地域とのコミュニケーションにおいて有効です。このサイトレポートや地域情報のある環境情報データ集を、情報通信技術（ICT）を利用して開示することが考えられます。共通フォーマット化した簡易的な環境報告により、地域住民等が必要とする水資源投入量、大気汚染や生活環境に係る負荷量、化学物質の排出量、総排水量等の地域性の高い環境パフォーマンスに関する情報や地域での活動に関する情報等に重点を置いて、簡潔に取りまとめることが可能となります。

そして、それらの情報を地方公共団体、研究機関、N P O、企業間取引等において有効利用したり、地域住民と事業者の双方向のコミュニケーションの手段として利用したりして、事業者の環境配慮経営の更なる促進につながることを期待されます。

なお、環境に関連する各種の情報を体系的に整理し情報発信するばかりではなく、ステークホルダーに特に注目してもらいたい内容などがある場合には、環境報告の中で特集記事として取りまとめることも有効です。また、環境に関する重要な事象が起きた場合には、関連する情報を速やかにインターネット等で公表することが期待されます。

2. 経営責任者の緒言

(1) 経営責任者の緒言

経営者の緒言の中において、経営者自らの言葉で、重要な課題と取組方針を明確に説明し、その実行について明言します。

このコミットメントにおいて、環境負荷の状況やK P Iなどを交えて具体的に取組方針を記載する必要があります。また、将来ビジョン、経営戦略における位置づけ、取組の現状や評価等を総括的に盛り込むことが望まれます。

④ 記載が必要な情報・指標

- ア. コミットメント（重要な課題と取組方針、目標及びその実行について）
- イ. 経営責任者等の署名

⑤ 重要性により記載が必要となる情報・指標

- 環境配慮経営の将来ビジョンとその想定期間
- 事業全体の経営戦略における位置づけ
- 地球環境や社会全体に関する将来も含めた問題認識と事業との関連性（バリューチェーン全体を視野に入れて）
- 持続可能な社会のあり方と社会的責任についての認識や取組方針
- 環境問題の現状、事業活動における環境配慮の取組の必要性

【記載にあたっての留意点】

- (i) 経営者の誠実性や考え方、主導的な関与の様子などを、利用者に直接伝えることが重要です。
- (ii) 経営責任者が目指している環境配慮経営の時間軸、戦略性、範囲などが、利用者に分かるように記載することも有用です。
- (iii) K P Iなどの数値情報を含め、客観的な目標や取組の内容をコミットメントに含めることが求められます。
- (iv) 環境・社会・経済を統合的に報告する場合などにおいては、企業の社会的責任全体に関するコミットメントも行うことが必要です。
- (v) 自らの業種、規模、事業特性あるいは海外展開等に応じた適切かつ具体的なものである必要があり、単なる一般論や環境報告の概要を述べるだけでは不十分です。
- (vi) 報告対象期間に生じた重要な出来事や事業活動との関連に触れることも可能です。

解説

経営責任者の緒言は、経営責任者もしくは代表権のある環境担当役員の環境報告にあたっての概括的なステートメントとして記載されるものです。そのため、細かな点を詳しく述べるのではなく、経営責任者の「環境配慮経営」に対する考え方が、経営責任者自身の言葉で率直に語られるとともに、その実行を社会に対してコミットメント（誓約）を行うことが必要です。

環境報告にあたっては

- ・自らの業種、規模、事業特性あるいは海外展開等を踏まえる
- ・事業活動における環境配慮の方針、事業活動に伴う環境負荷の状況、事業活動における環境配慮の取組内容、実績及び目標等を明確かつ簡潔に総括する
- ・これらの取組を確実に実施し、目標等を明示した期限までに達成することを誓約する（コミットメント）

こと等に配慮することが望まれます。

さらに可能であれば、環境報告の内容について、事業活動に伴う重大な環境負荷及びその削減の目標や取組等を漏れなく記載し、正確であることを記すこと、環境情報を積極的に開示し、ステークホルダーとの環境コミュニケーションを積極的に図っていくこと等を表明することも望まれます。また、報告範囲の概要や報告内容の信頼性の確保等にも言及することが望まれます。

これは、事業の実態を踏まえた適切かつ正確な環境報告のための環境報告書を作成・公表して、社会的説明責任を果たし、ステークホルダーに意思決定のための情報を提供することは、経営責任者の重要な責務の一つであり、経営責任者自身が環境報告書の記載内容に責任を持つことが必要であると考えられるからです。

3. 事業及び環境報告の概要（エグゼクティブ・サマリー）

環境報告を概括的に示すために、まず事業の概要について記載し、次に事業との関連において主として全社的な環境配慮経営等の概要を説明します。また、「K P Iの時系列一覧」及び「個別の環境課題に関する対応総括」により、個別の環境課題への対応状況に関して総括的に説明します。

（1）事業及び環境配慮経営等の概要

経営全体に係る主要な情報・指標を用いて、事業の概要を説明します。その際、財務報告等で開示するセグメント区分に応じて説明ことも有用です。

また、事業の概要に関連付けて、主として全体的な環境配慮経営等の概要も記載します。その際、経営指標とK P Iとの関係を示したり、時系列で環境負荷の状況を併記して、その分析結果やセグメント別（事業や地域）の内訳を示したりすることも有用です。

① 記載が必要な情報・指標

ア. 事業の概要

- ・ 主たる事業の種類（業種・業態）
- ・ 従業員数
- ・ 主要な製品・サービスの内容（事業分野やセグメント等）
- ・ 業績等の概要（経営指標を含む）

イ. 環境配慮経営の概要（主として全社に係わる事項）

- ・ 将来ビジョンや戦略、K P Iなどの目標、環境負荷の低減に向けた対応などの概要（重要な環境課題に関連するもの）
- ・ 主要な環境配慮型の製品・サービスの内容（事業分野等）
- ・ 対処すべき環境課題（設備投資、研究開発、法令遵守、バリューチェーン管理など）
- ・ 環境に関連する事業等の機会やリスク

② 重要性により記載が必要となる情報・指標

- ▶ 報告対象期間中に発生した組織構造、株主構成、製品・サービス等の重大な変化の状況
- ▶ ステークホルダーとの関係から重要と判断されるトピックスや特集
- ▶ 社会的に注目を集めている特定の事象や活動（自社に不利な情報を含む）
- ▶ 主たる事業活動の範囲、工場・事業所数、本社・主要な工場・事業場の所在地及びそれぞれの生産品目
- ▶ 事業者の沿革及び事業活動における環境配慮の取組の歴史等の概要
- ▶ 対象市場や顧客の種類、取引先を含めた生産形態等

【記載にあたっての留意点】

- (i) 報告対象組織の範囲や報告対象期間との整合性に留意して記載します。
- (ii) 事業の概要は、財務決算書類等に記載される事業の状況等を参考に、報告対象期間における事業活動の概況について記載します。また、記載する経営指標には、総資産、売上高、売上総利益、営業利益、経常利益、純損益、生産額、付加価値額等が考えられ、経営目標等に使用しているものを継続して記載することが望まれます。
- (iii) 環境配慮経営の概要は、主として全社的な環境配慮経営の状況（第5章）に関して、その概要を簡単に記載するとともに、環境配慮経営の時間軸、戦略性、範囲などが、利用者に分かるように工夫することが期待されます。なお、個別の環境課題に関するトピックスなどについても、併せて記載することが可能です。
- (iv) 売上高、生産額あるいは従業員数については、「K P I の時系列一覧」との整合性を考慮して、概ね過去5年間を記載します。なお、エグゼクティブ・サマリーでは図表等を用いてK P I と共に記載し、表形式の記載は、「K P I の時系列一覧」と併記するか、もしくは巻末等に経営指標一覧等として記載することも可能です。
- (v) 報告対象組織を連結決算対象組織の一部に限定している場合には、売上高等の経営指標は合算数値等（重要性により内部取引額を消去）により記載することができます。その場合は、その旨を付記する必要があります。
- (vi) 事業者の生産品目の記載にあたっては、主要な原材料の採掘、調達、営業や販売活動を行っている地域について、日本国内だけか、海外も含むのか、特定地域のみか等を考慮します。
- (vii) 対処すべき課題には、環境機器の導入や研究開発等の環境負荷の低減対策、土壌汚染や法令違反の発覚等の当年度の特記すべき取組や成果、バリューチェーン管理の進展など、環境配慮経営に関する主要な課題の現状について記載します。
- (viii) 環境に関連する事業等の機会やリスクには、将来の業績等に影響を及ぼす可能性のある収益獲得機会やリスクへの対応について、事業者の認識と取組を記載します。この際、利用者による将来予測ができるように工夫して記載することが望まれます。
- (ix) 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在において判断したものである旨を付記します。
- (x) 合併、分社化、子会社や事業部門の売却、新規事業分野への進出、工場等の建設等により、環境負荷に大きな変化があった場合にはその事実と影響等に関して記載します。
- (xi) 環境配慮経営の概要については、「K P I の時系列一覧」や「個別の環境課題に関する対応総括」において記載することも可能です。

解説：エグゼクティブ・サマリー

報告者がどのような事業者で、どのような事業活動をし、その規模等はどの程度なのかを分かりやすく説明することが必要です。事業の概況が適切に記載されていなければ、その事業者の事業特性等に応じたどのような環境負荷があるのか、事業活動において環境配慮の取組がどのように重要なかわかりません。したがって、事業の具体的内容、主要な製品やサービスの内容、財務データを含む経営指標値等を分かりやすく、具体的に記載します。

製品・サービスの生産・販売額（売上高）、従業員数等の重要な経営指標は、環境負荷単位当たりの製品・サービス価値（環境効率（Eco-Efficiency））、製品・サービス価値単位当たりの環境負荷（環境負荷集約度）等を算出する際の基礎データとして必要不可欠な情報です。K P I との関係が分かるように、関連する経営指標等を記載することが望まれます。

また、環境報告の記載項目は多岐にわたるため、ステークホルダーに環境配慮経営の理解を促進させるためにも、環境配慮経営の方向性、リスクへの対応状況、特に発生した事象など報告期間における環境配慮経営の概要を分かりやすく伝えるエグゼクティブ・サマリーを作成することが望まれます。

さらに、事業全体と環境負荷の状況及び環境配慮等の取組とを関連付けて記載することにより、環境配慮経営の理解が更に深まることが期待されます。そのため、事業及び環境配慮経営等の概要の記載にあたって、主たる事業の種類（業種業態）及び主たる事業活動の範囲（活動拠点）について、事業活動に伴う環境負荷や事業活動における環境配慮の取組状況との関連を含めて具体的に、かつ、分かりやすく記載することが望まれます。

解説：トピックス・特集

事業者の環境配慮等の活動の中で、社会的に注目を集めている特定の事象や活動（自社に不利な情報を含む）、ステークホルダーとの関係から重要と判断される情報について、トピックスや特集のページを設けて環境報告書に掲載する等、利用者の関心に応える工夫をすることが期待されます。また、必要に応じて、特集に記載することにした背景についても利用者に説明することや図表や写真等を活用し、分かりやすく説明することが望まれます。

ただし、トピックスや特集をもって体系的な情報の代わりとすることはできません。トピックスや特集にスペースを割きすぎることによって、必要な情報が十分に提供されないことのないように配慮する必要があります。

(2) K P I (主要業績評価指標) の時系列一覧

事業者が設定したK P I (Key Performance Indicators : 主要業績評価指標)について、概ね過去5年間を一覧にて記載します。また、K P I の集計範囲、総量・原単位の区分、算定基準等について付記します。さらに、K P I が環境効率等の加工された指標や係数等である場合には、計算方法や原データの情報源等についても補足する必要があります。

なお、中長期におけるK P I の目標値を併記し、その進捗状況などを併せて記載することも有用です。標準開示様式1-2を、参考にして作成してください。

① 記載が必要な情報・指標

ア. K P I (概ね過去5年分)

イ. K P I に関する補足情報

- ・ K P I の集計範囲 (バウンダリ)
- ・ 総量及び原単位の区分
- ・ K P I の算定基準 (定義、計算方法、排出係数、限界など)
- ・ 原データの情報源 (K P I に関連する情報の掲載箇所等)
- ・ 法令等で国等に報告している数値とその差異の説明

② 重要性により記載が必要となる情報・指標

▶ 中長期におけるK P I の目標値と達成状況

- ・ 中長期目標については、制定時期、基準とした時期、対象期間及び目標時期
- ・ 基準とした時期のデータ
- ・ 目標の対象期間末までの達成状況

▶ その他、K P I に関連する情報

- ・ 算定基準等を変更した場合、その旨と影響
- ・ 業界標準等のベンチマーク (基準値)
- ・ K P I に関連する内訳情報 (セグメント別、発生起源別、活動範囲別など)

【記載にあたっての留意点】

- (i) 「個別の環境課題に関する対応総括」との関連性に留意する必要があります。
- (ii) K P I 及びその補足情報は、継続して記載される必要があります。また、算定基準の変更による影響が重要な場合には、その旨と影響を付記する必要があります。
- (iii) 関連ページとのリンクをすることで、詳細な説明は省略することが可能です。
- (iv) 法令等により国等に報告している数値 (報告数値) 及び記載事項との差異説明に関しても、記載することが必要です。なお、記載事項の内訳において、報告数値との関連を示して説明することも可能です。

(v) 取組の進捗状況を明らかにするため、基準とした期（暦年又は年度等）の環境負荷の実績等も記載することが望まれます。

(vi) エグゼクティブ・サマリーにおいて図表等を用いて、主要な経営指標と共にKPIを記載し、「KPIの時系列一覧」などの表形式の記載を巻末等に記載することも可能です。

解説

「KPIの時系列一覧」は、事業者における重要な環境負荷の推移や目標の進捗状況を時系列に比較するのに有効です。ただし、重要な環境負荷やその他目標値の判断については、業種特性や事業規模等による違いがあり事業者間の比較は容易でないことが想定されますし、ステークホルダーによっても判断基準が異なることも想定されます。

より正確なKPIに関する理解を促進するためには、補足情報も含めた開示が必要であり、また環境報告の利用者も、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意することが必要です。

【標準開示様式1-2：KPIの時系列一覧】

KPI	注記	範囲	×1	×2	×3	×4	×5	目標値 (×8)	進捗評価と 今後の取組
(例)									
総エネルギー投入量	※1	1							
総物質投入量		2							
総CO2e排出量(SCOPE1)	※2	1							
総CO2e排出量(SCOPE3)	※2、3	3							
原単位当たりCO2e排出量	※4	1							
資源生産性	※〇	1							
資源利用率	※〇	2							
:									
:									

※範囲：1連結、2主要な会社、3単体

補足情報

※1 エネルギー起源別の投入量については、巻末に記載している。(PO)

※2 計算方法及び係数は、以下のとおりである。(詳細にはついてはPO参照)

$$\text{総CO2e排出量} = \text{〇〇} \times \Delta\Delta$$

※3 当期に販売した製品の使用段階の排出量を、下記の計算方法により理論値計算して算出している。

使用段階における総CO2e排出量

$$= \text{当期製品販売量} \times \text{理論的耐用年数} \times \text{単位当たりCO2e排出量(使用時/年間)}$$

※4 ×3年より算定方法を……のとおりに変更している。

:

(3) 個別の環境課題に関する対応総括（一覧表）

個別の環境課題のうち、特に重要な環境課題への報告対象期間における対応状況について、P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルが分かるように適切に区分し、一覧表形式で総括して記載します。また、環境課題に関連する財務数値等を含めて作成することも有用です。

なお、記載に当たっては、重要な環境課題を明確にすること、K P I を明記すること、総量及び原単位情報を実績として記載すること、数値情報の理解のために必要な補足情報を併記することなどに留意する必要があります。

① 記載が必要な情報・指標

ア. 報告対象期間における個別の環境課題について、環境配慮の方針に対応した戦略及び計画、その低減のための取組の状況、K P I などの目標、環境負荷の実績、取組結果の評価分析、次期以降の改善策等の総括

【戦略及び計画】 *P l a n*

- ・ 環境配慮の方針に対応した戦略
- ・ 当期目標に対応した計画

【取組の状況】 *D o*

- ・ 環境配慮の取組

【目標及び実績】 *D o*

- ・ 当期及び次期対象期間の目標（K P I を含む）
- ・ 報告対象期間の環境負荷の実績（天然資源の利用を含む）

【評価分析】 *C h e c k*

- ・ 環境負荷の実績の目標に目標の達成状況に関する分析・検討内容
- ・ 環境配慮の取組結果等に対する評価

【改善策】 *A c t i o n*

- ・ 事業活動における及び改善策

イ. 数値情報に関する補足情報（「K P I の時系列一覧」に記載したものを除く）

- ・ 重要な環境課題の区分
- ・ 数値情報の集計範囲（バウンダリ）
- ・ 総量及び原単位の区分
- ・ 数値情報の算定基準（計算方法、排出係数など）
- ・ 原データの情報源（数値情報に関連する情報の掲載箇所等）
- ・ 法令等で国等に報告している数値とその差異の説明
- ・ 第三者による審査等を受けた数値情報

② 重要性により記載が必要となる情報・指標

▶ 個別の環境課題への対応に関するその他の情報

- ・ 事業内容、製品・サービスの特性に応じた機会やリスクに関する情報
- ・ 算定基準等を変更した場合、その旨と影響

- ・ 報告対象期間における特徴的な取組
- ・ 環境課題に関連する財務数値等
- ・ 将来予測に資する情報
- ・ 取組結果に関する自己評価
- ・ 前回の報告時と比べて追加・改善した取組等
- ・ バリューチェーンに関連する環境負荷の状況や環境配慮等の取組

【記載にあたっての留意点】

- (i) 事業特性に応じた天然資源の利用や環境負荷の発生状況、ないしその抑制・削減の対応状況が、P D C Aサイクルにて一目で理解できるよう総括的、かつに事業特性からみて重要と考えられる項目を要約する形でコンパクトに概要を記載します。
- (ii) 天然資源の利用状況を含む環境負荷の実績については、原則として重要な環境課題に関連するものを記載します。その際、「K P Iの時系列一覧」との関連性が分かるように作成してください。
- (iii) 数値情報に関する補足情報は、継続して記載される必要があります。また、算定基準の変更による影響が重要な場合には、その旨と影響を付記する必要があります。（「K P Iの時系列一覧」に記載したものを除く）
- (iv) 関連ページとのリンクをすることで、詳細な説明は省略することが可能です。
- (v) 法令等により国等に報告している数値（報告数値）及び記載事項との差異説明に関しても、記載することが必要です。なお、記載事項の内訳において、報告数値との関連を示して説明することも可能です。（「K P Iの時系列一覧」に記載したものを除く）
- (vi) 外部の第三者により数値情報等の審査を受けた箇所について、明記します。
- (vii) 重要な環境課題以外に係わる環境負荷の状況や環境課題への取組内容も含めて記載する場合には、重要な環境課題に関する記載とそれ以外の環境課題に関する記載かを明確に区分して記載する必要があります。
- (viii) ステークホルダーが適正な判断を行うことができるように主要な環境パフォーマンス指標に関する分析・検討内容（特に著しい差異がある場合）を具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められます。
- (ix) 評価分析には、目標の達成状況に関する分析・検討内容（未達の原因や達成した要因など）について、改善案には、今後の取組方針や新たな目標に係る情報等について、具体的に、かつ、分かりやすく記載します。
- (x) 重要な環境課題に関連する財務影響がある場合には、関連する財務数値等を利用して記載したり、事業上の収益獲得機会やリスクに関連する情報や将来予測に資する情報を併せて記載したりすることが望まれます。
- (xi) 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在におい

て判断したものである旨を付記します。

- (xii) 前回の環境報告と比較して、当該環境報告の対象期間において、どのような特徴的な取組があり、どのような成果が上がったのかを分かりやすく示すことも望まれます。

解説：重要な環境課題との関連

「個別の環境課題に関する対応総括」には特に重要な環境課題に関して記載をします。重要な環境課題は、環境負荷の発生状況に加え、①財務的影響（収益獲得機会とリスク）及びその時間軸、②法規制等による影響及び政策と方向性、③同業種における共有課題や同業他社の対応状況、④ステークホルダーからの要請や社会的な関心などを総合的に勘案し、事業者が決定することになります（第5章第1項参照）。

ただし、重要な環境課題には取り上げていなくとも、天然資源の利用状況を含む環境負荷の状況をステークホルダーに説明するために必要な環境負荷に関しては、含めることが可能です。なお、より詳細な情報や重要性がない情報については、記載しないか、もしくは環境情報データ集等にまとめて記載することが望まれます。

解説：目標

目標については、単なる努力目標ではなく、実際に達成すべき目標であり、可能な限り具体的、定量的かつ測定可能なものを設定する必要があります。また、目標には、事業活動のバリューチェーン全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流までを対象とすることが望まれます。

また、目標（KPIを含む）の設定にあたっては、環境基本計画に掲げられている指標（例えば資源生産性、循環利用率）等の環境政策との関連性、業界団体等で策定する自主行動計画等との関連性を踏まえて、それぞれの事業者が目標を設定することが期待されます。

【標準開示様式2-3：個別の環境課題に関する対応総括】

環境課題	重要	戦略・計画・当期の取組内容	KPI	数値情報	注記	範囲	目標	実績	審査	分析・評価	関連する財務影響	関連する財務数値	次期以降の取組・将来見通し	関連シ
(例)														
気候変動	○		◇	総CO2e排出量 ※1		1			☆					
			◇	原単位当たりCO2e排出量 ※2		2			☆					
エネルギー	○		◇	総エネルギー投入量		1			☆					
水				水資源投入量 ※3		3								
				総排水量 ※3		3								
資源投入・循環	○		◇	資源生産性		1			☆					
			◇	総物質投入量 ※4		1			☆					
			◇	資源利用率		2			☆					
:				:										

※範囲：1連結、2主要な会社、3単体

補足情報

※1 総CO2e排出量のスコープ別セグメント別内訳については、以下のとおりである。(起源別内訳等の詳細についてはPO)

	(単位)	
	A事業	B事業
総CO2e排出量		合計
事業エリア内-直接(SCOPE1)		
事業エリア内-間接(SCOPE2)		
事業エリア外-合算(SCOPE3)		
合計		

(注) 事業エリア外-合算(SCOPE3)のうち、仕入先から直接入手したCO2e排出量の割合は××%である。

※2 原単位当たりCO2e排出量は、総CO2e排出量を主要銘柄の生産量にて案分して計算している。

	(単位)	
	目標	実績
生産量		

(注) 主要銘柄は、CO2e排出量との関連性が高い銘柄(△△ほか)を使用している。

※3 水資源投入量及び排水量の計算方法については、記載している。(PO)

※4 主な天然資源(水資源を除く)の投入量は以下のとおりである。(詳細についてはPO参照)

	(単位)
〇〇投入量(国内)	
〇〇投入量(海外)	
合計	